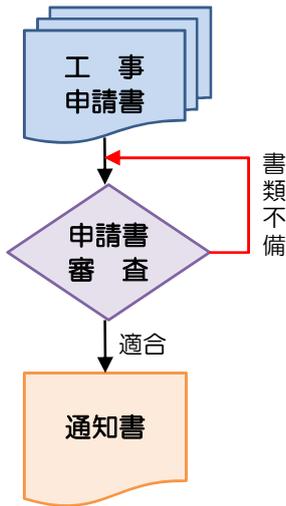


# ●下水道排水設備工事に関する書類提出の流れ

排水設備等工事計画確認申請



## ○排水設備等工事計画確認申請書（様式第1号）

※申請書に必要な書類は、工事関係書類フィクシュート（申請）を参照すること。  
また、提出の際には、フィクシュートも一緒に提出すること。  
必ず下水道職員に手渡し提出すること。

### ☆☆ 申請書審査 ☆☆

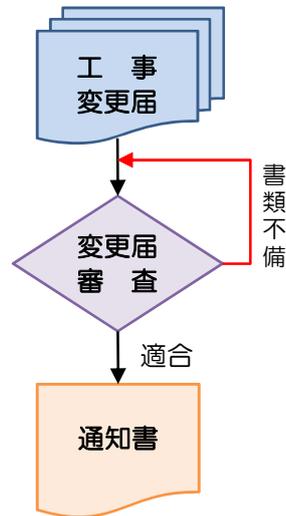
提出された計画確認申請書及び添付書類を審査。適合となれば、計画確認通知書を交付。添付資料不備・不適の場合は、施工業者（指定工事店）へ修正及び指示を連絡し、再提出。

## ●排水設備等工事計画確認通知書

※下水道課より、修正及び指示がない場合、遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課に来庁し、交付を受けること。

## ■ 排水設備等工事計画確認通知を受けた後、工事計画の変更が必要になった場合 ■

排水設備等工事変更



## ○排水設備等工事計画変更届（様式第3号）

※変更届に必要な書類は、工事関係書類フィクシュート（変更）を参照すること。  
また、提出の際には、フィクシュートも一緒に提出すること。  
必ず下水道職員に手渡し提出すること。

※この工事計画の変更により、排水設備工事費の金額が変更になる場合、補助金関連書類の「排水設備工事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）」を提出すること。

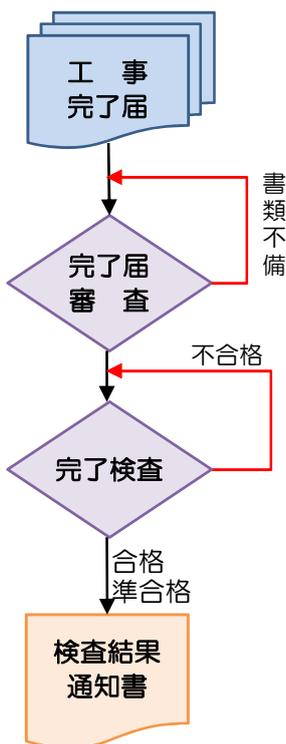
### ☆☆ 変更届審査 ☆☆

提出された計画変更届及び添付書類を審査。適合となれば、計画変更確認通知書を交付。添付資料不備・不適の場合は、施工業者（指定工事店）へ修正及び指示を連絡し、再提出。

## ●排水設備等工事計画変更確認通知書

※下水道課より、修正及び指示がない場合、遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課に来庁し、交付を受けること。

排水設備等工事完了



## ○排水設備等工事完了届（様式第17号）

※完了届に必要な書類は、工事関係書類フィクシュート（完了）を参照すること。  
また、提出の際には、フィクシュートも一緒に提出すること。  
必ず下水道職員に手渡し提出すること。

※完了検査日を伝えること。ただし、担当がいらない場合は、都合の良い日を伝え、市担当者から連絡を待つこと。

### ☆☆ 完了届審査 ☆☆

提出された完了届及び添付書類を審査。添付資料不備・修正の場合、完了検査時、施工業者（指定工事店）へ連絡し、資料差替え。大幅に不備・修正が必要な場合は、完了検査前に連絡し、再提出。

### ☆☆ 完了検査 ☆☆

提出された完了届の添付書類（図面）を基に検査。マス間計測及び管接続高の計測と水流を目視。

「合格」・・・ほぼ図面とおりで、水流も適量の場合

「準合格」・・・図面修正及び簡易的な指示で終える場合

「不合格」・・・添付書類と大幅に違う場合

合格・準合格・不合格に係わらず、「完了検査手数料納入通知書」を交付。また、**合格・準合格**の場合は、その場で「排水設備検査済証」を交付。**不合格**の場合、変更届による書類提出と現地確認により、後日、「排水設備検査済証」を交付。

## ●排水設備等工事検査結果通知書（様式第18号）

※完了検査終了後、遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課に来庁し、交付を受けること。